

天童寺世代考（六）

吉 田 道 興

月窓 円

如淨禪師が遷化し、紹定二年（一二二九）以後に天童寺へ止住した枯禪自鏡（生没年不詳）（臨濟宗楊岐派）の法嗣が月窓である。月窓の出身地・出家年・受業師・参学師・生没年などは不明。

『寺志』卷三には、月窓が『嘉靖（天童寺）志』「先覺考」に所載されている旨記しているが、実際に彼がいつ天童寺へ止住したのか全く不明である。『寺志』には簡翁居敬の後・環溪惟一の前に上げている。『続志』には天目文礼の後、弁山了阡の前に茨庵全堯との二人を並べて「列位につき再考を俟つ」旨述べられている。

天童寺世代考（六）（吉田）

『続伝灯錄』卷三十六には、その目録に枯禪自鏡の法嗣としてその名が記されているが伝記は収録されていない。

『増集続伝灯錄』卷三には、枯禪自鏡の法嗣として「月窓円禪師」の名はない。それに代わり「福州西禪月潭円禪師」の名が見え、「上堂」語が一つ掲載する。「福州（福建省）西禪」は寺名で、天童寺の止住前後に住持していたのであろう。「月窓円」と「月潭円」は果たして同一人か別人が分からぬ。参考までに次に「上堂」語を示しておく。
開爐上堂、人人盡守甕中天、地覆天翻我不然、直下一
槌星火迸、螺江燒却謝郎船。讚猪頭和尚云、血淋淋古

○月窓史料

- (1) 『続伝灯録』卷三六〔正藏五一、七一〇a〕
- (2) 『増集続伝灯録』卷三〔続藏一四二、三九五d〕
- (3) 『寺志』卷三「先覺考」〔三三一a〕
- (4) 『続志』卷上「先覺考」〔一八a〕茨庵全堯と列記。

茨庵全堯

茨庵は、或庵師体〈一一〇八—一七九〉（臨濟宗楊岐派）の法嗣、癡鈍智顥の法弟。彼も伝記史料がなく、出身地・出家年・受業師・参考師・生没年などは不明である。

本師の或庵は、枯禪自鏡と共にかつて木庵安永〈一一一

一七三〉・水庵師一〈一一〇七—一七六〉などに参じた
という。

『寺志』卷三には癡絶道冲の後・石帆惟衍の前に掲げ、
『続志』卷上には前述の通り、天目文礼の後・弁山了阡の
前に月窓円と並べて掲げている。『続伝灯録』卷三十四には、
或庵の法嗣としてその名も記されていない。

『増集続伝灯録』卷一には、或庵の法嗣として「四明天
童茨庵堯禪師」の史料「讚二祖偈」が所載する。次にその

「偈」を示す。

讚二祖偈云、青雲未遂讀書心、白首窮途困少林、三拜
起來連底錯、承虛接響至于今。

この出典は不明であるが、一般にこの種の「偈」は『語
録』類に所収されるもので、茨庵の『語録』が存した可能
性も考えられる。

茨庵が正式に天童寺に止住したのかどうか、それを証
する確たる史料がない。すなわち天童寺の入院・退院の止
住期間は全く不明なのである。

○茨庵史料

- (1) 『続伝灯録』卷三四〔正藏五一、七〇一a〕、名なし。
- (2) 『増集続伝灯録』卷一〔続藏一四二、三八三c〕
- (3) 『寺志』卷三「先覺考」〔三三三〕
- (4) 『続志』卷上「先覺考」〔一七b〕月窓円と列記。二人の列
位時期は不明。

以上、月窓と茨庵の二人は、本論「世代考（四）」ない
し「（五）」に挿入されるべきものであることをお断りして

おきたい。

西江広謀

西江は、華蔵寺の淳菴善淨（生没年不詳）の法嗣（臨濟宗楊岐派。息庵達觀の孫弟子）である。出身地は南昌（江西省）、吳氏。出家年・受業師・參學師・生没年などは不明。育王寺の世代（『扶桑五山記』では四十一世、『阿育王山統志』では四十四代）であつたことが知られる。

伝記史料の中、『続伝灯録』卷二十六の目録には、「淳菴淨禪師法嗣一人」として「天童西江謀禪師」を上げるだけで伝記の記載はない。また『増集續伝灯録』卷三の目録にも「天童西江甚禪師」の名だけで伝記の記載はない。

天童寺の入院は、前住別山祖智の入寂（景定元年（一二六〇）九月）以後間もないころと思われるが具体的な年月は不明である。

『五灯会元続略』卷二下には「華蔵淨禪師法嗣」として「慶元府天童西江謀禪師」があり、最後の示衆と遺偈が付いている。

示衆、春日晴黃鸝鳴、最親切誰解聽。

一日、將入滅顧侍僧曰、一笑翻身日面
月面。閣（擋か）筆而逝。

『五灯嚴統』卷二十二には、前半部は全く同じで、末尾が「閣筆而逝」ではなく「趺坐而逝」となっている。

これが『繼灯錄』になると、示衆の前に次の江南地方の寺院に住し帝室の召命を伝えると思われる記事が見える。

江南老宿不被黃敕者、四十年末路。受理宗寵命三錫。

これで見ると西江は、寺院に住し、「黃敕」がありながらこれを受けず四十年間過ごし、理宗（在位一二二四～一二六四）より「寵命」三錫（行幸三度）に及んだというものである。この記事の典拠は、『寺志』卷七の「西江謀禪師塔」銘に掲載されている西江の塔「伏翠塔」の僅かに残った碑銘の残欠文に依るものである。ただし、一部、字句を異にする。

『続灯存稿』卷三には、前掲の「伏翠塔」の碑銘を元に成文化したものと判断できる。

冒頭の「被敕住天童歷四十年」の文は、前文と語感を異なるが、はつきりと天童寺に四十年間止住していたとする記事である。しかし、実際はそれを裏づける史料はない。

他の敕賜寺院を含めての期間であろう。すなわち単に理宗の時世に西江が活躍していたことが知られるだけであり、天童寺の入院・退院の具体的時期は何もわからない。

次の「貌枯瘁泣衆孤峻、機語峭拔音如洪鐘」は、碑銘の「師枯瘁寒瘦無生氣、陞座説法機語波峭音吐洪亮」に依るものであろう。これらの文から西江の容貌は枯木のように瘦せて生氣がないように見えるが、一旦、門下の指導に際しては峻厳な態度で臨み、法堂における説法の声は群れを抜いて高くあたかも大鐘のようであつたという、師家として力量充分の人柄があつたことが知られる。

理宗の「寵錫」と西江の「示衆」の記事の語に癡絶道冲（一一六九～一二五〇）の「玉几」を司どつた際（癡絶が天童寺と共に育王山広利寺を兼務して住持していた時。育王寺の「山門」前の山を「玉几山」と称す）に「偈」を送つたとし、それを挙げてている。嘉熙三年（一二三九）の頃である。

千丈飛流氣象新、岩前一吼淨無塵。

この「偈」の典拠は不明である。末尾の入寂の様子と「遺偈」は、前掲の『五灯会元続略』の記事と同じである。な

お、『続指月録』には、癡絶への「偈」はないが、他は『続灯存稿』の記事を踏襲している。『五灯全書』卷五十四も多少字句を異にする箇所もあるが、『続灯存稿』の記事を踏襲している。

『寺史』卷三「先覺考」には、卷七「塔像考」所載の「西江謀禪師塔」の銘文を元に「略集（略伝）」を制作している。その末尾に西江の法嗣・怪翁祥の名を一人上げているが『増集続伝灯録』卷三の目録には、怪翁祥と東溪仙の二人を上げている。

『續史』卷上「先覺考」には、その事跡が一つとして考究すべきものが多く、続証を俟つとの意を記している。

西江の示寂は、後住の簡翁居敬の天童寺入院以前（「千仏宝閣」再建—景定四年）という手がかりだけではつきりしない。

○西江史料

(1) 『続伝灯録』卷三六〔正藏五一、七一〇c〕の目録と『増集

続伝灯録』卷三〔続藏一四二、三六七a〕の目録とには名のみで伝記の記載はない。なお、『増集続伝灯録』には、「謀」

が「甚」の字になつてゐる。

(2)『五灯会元統略』卷二上〔続蔵一三八、四五五d〕には、伝

記の叙述はなく最後の示衆と遺偈がついてゐるのみ。

(3)『継灯錄』卷一〔続蔵一四七、三七四c〕には、冒頭に『寺

志』卷七所載の「西江謀禪師塔」〔伏翠塔〕銘の残欠文に依るものと思われる文と前掲(2)の『統略』の文がついてゐる。

ただし「四十年末路」の文は、「塔銘」では「四十年師末路」となつてゐる。

(4)『五灯嚴統』卷二二〔続蔵一三九、四八三c〕、末尾の「趺坐而逝」の語句は、この書だけである。

(5)『続灯存稿』卷三〔続蔵一四五、三九c-l-d〕には、西江の天童寺在住を示す「被敕住天童歷四十年」の文がある。しかし、これは「黄敕」を受けた時期と寺院名を示す史料が不明なので直ちに首肯できない。

(6)『続指月錄』卷四〔続蔵一四三、四二三b〕、前掲(5)による記事が大半を占める。癡絶の「偈」はない。

(7)『五灯全書』卷五四〔続蔵一四一、八七c-l八八a〕
(8)『寺史』卷三「先覺考」〔一一七c-l一八〕、卷七「塔像考」〔四九六-l四九七〕。「西江謀禪師塔」には、次の文がある。
「玲瓏巖西南有塔菴曰、伏翠塔上有銘碑逸名僅存殘碣云、師

枯瘠寒瘦無生氣、陞座說法機語皆峭音吐洪亮、江南老宿不被

黃敕者四十年、師末路、受理宗寵命三錫、際遇之盛近未有也」

(9)『統史』卷上「先覺考」〔一七a-lb〕には、西江の位置付けを晦巖大光の後、癡絶道冲の前に出している。

(10)『阿育王山統志』卷一六〔三b〕、「第四十四代西江謀禪師／南昌吳氏／嗣淳菴淨公」

簡翁居敬

簡翁は、癡絶道冲〔一一六九-l一二五〇〕の法嗣（臨濟宗楊岐派密庵派下）。『増集続伝灯錄』卷四に「無準師範の法嗣」とあるのは誤りである。無準は、簡翁の參學師の人であつたかもしれない。簡翁の出身地・両親・俗姓・出家年・受業師・參學師・生没年なども詳しくは不明である。簡翁の行実として知られるのは、杭州淨慈寺四十四世（扶桑五山記）・（淨慈寺志）卷八）であつたこと、時期や場所不明の「上堂」語四種が存在すること、天童寺において景定四年（一二六三）に「千仏宝閣」を再建していることだけである。

『増集續伝灯錄』卷四には、次の「上堂」語と「頌」が

所載する。これは、『淨慈寺志』卷八をはじめ以下の諸書でしばしば引用される。淨慈寺の「上堂」語かも知れない。

上堂舉、文殊問菴提遮女、生以何爲義話頌曰、問處分明答處端、當機覲面不相謾死生生死元無際、月上青山玉一團。

『五灯会元統略』卷二には、次のとおり別の「上堂」語と「頌」がある。

舉、僞山問仰山曰、日與子商量成得個甚麼邊事、仰空中畫一畫。僞曰、若不是吾終被子惑。師頌曰、父子雖親共較量、胸中爭信有刀鎗、當時一畫畫得斷、徧界葛藤無復生。

がよいと思われる。

上堂、舉大梅卽心卽佛話、頌曰、郎心葉薄妾冰清、郎說黃金妾不應、假使偶然通一笑、半生誰信守孤燈。

『継灯錄』卷三には、上記の一書の「上堂」語が前後逆に掲載している。

『五灯嚴統』卷二十二には、次の「上堂」語と「頌」がついている。

舉、雲門示衆云、聞聲悟道、見色明心、遂舉手曰、觀

世音菩薩、將錢買餽餅、放下手曰、元來祇是饅頭話。

師頌曰、一曲風前信是誰、調高爭肯落今時、見無人會曲中意、又把雲簫特地吹。

また『続灯存稿』卷五には、次の「上堂」語と「頌」と前掲『増集統伝灯錄』の「上堂」語と「頌」が所載する。

上堂、舉大梅卽心卽佛話、頌曰、郎心葉薄妾冰清郎說黃金。

『続指月錄』卷五には、『増集統伝灯錄』の無準師範の法嗣とある誤りを指摘し、前掲『続灯存稿』の「上堂」語に数語を加え、『増集統伝灯錄』の「上堂」語を所載する。

この典拠は不明であるが、つながりと意味の上からこちらがよいと思われる。

『続灯正統』卷二十二には、前掲『続指月錄』と同じ「上堂」語二つが所載する。

『五灯全書』卷四十九には、前掲『続指月錄』・『続灯正統』と同じ「上堂」語二つと前掲『五灯嚴統』と大同小異の「上堂」語と「頌」二つが所載する。

簡翁のものと伝承されるこれら四種の「上堂」語は、いつどこで大衆に示したのか、その手がかりになるものはない。簡翁と関連する書物（『語錄』類）に所載しているの

であろうか。さらに簡翁が天童寺に入院した年月も不明である。

『寺志』卷二「建置考」にあるように景定四年（一二一六三）に「千仏宝閣」を再建した時、既に簡翁が住職であつても入院して間もないころであろう。ただ気になるのは、宝祐六年（一二五八）、別山の代に「寺宇宝閣」を復建し五年

しか経っていないのにまた再建というのはどうしてであろうか、という点である。恐らく宝祐六年の段階では、まだ完全に復建されていなかつたか、もしくはこの間、破損ないし焼失など何らかの事情が生じ再建したものと思われるが、それを証する史料はない。同『寺志』卷三「先覺考」には、「千仏宝閣」の再建年次・景定四年は西巖了惠示寂の翌年であること、「上堂挙話」二頌を「法要考」に補載してあることを記している。その「法要考」には、前掲『続灯存稿』の「上堂」語一つ（「大梅即心即仏話」「文殊問菴提遮女生以何為義」）を引用している。

『続史』卷上には、景定四年の「千仏宝閣」の再建記事だけである。

簡翁に関する他の記事は何もわからない。『寺志』卷七「塔

像考」にも「塔」の存在を記していないので示寂は他の地、杭州淨慈寺であつたかもしれない。淨慈寺関係の史料などを探索する必要があろう。ただし、現存の『淨慈寺志』「塔院」等はない。今のところ、僧臘・年寿、法嗣なども不明。

○簡翁史料

- (1) 『増集續伝灯錄』卷四〔統藏一四二、四〇七b〕、「師範法嗣」
は誤り。
- (2) 『五灯会元統略』卷五〔統藏一三八、四七六d〕、「徑山冲禪師法嗣／杭州淨慈簡翁敬禪師」
- (3) 『繼燈錄』卷三〔統藏一四七、三八一a〕
- (4) 『五燈嚴統』卷二〔統藏一三九、四七一c〕
- (5) 『續燈存稿』卷四〔統藏一四五、四九b〕
- (6) 『統指月錄』卷五〔統藏一四三、四二九b〕
- (7) 『統燈正統』卷二〔統藏一四四、三七四d～三七五a〕
- (8) 『五燈全書』卷四九〔統藏一四一、五四c〕
- (9) 『寺志』卷二「建置考」〔九三〕、卷三「先覺考」〔二三〇〕、卷七「法要考」〔四四六～四四七〕
- (10) 『続志』卷上「先覺考」〔一八b〕、別山祖智の後、石帆惟行

の前に位置付ける。

(1) 『淨慈寺志』卷八「住持一」〔三六b〕、(1)の『増集続伝灯録』卷四を踏襲、「嗣無準範」ともある。

石帆惟衍

石帆は、安吉州（浙江省）の道場山運庵普巖（一一五六）（臨濟宗楊岐派松源崇岳派下）の法嗣、虛堂（一二二二六）と法兄弟。石帆の出身地・両智愚（一一八五～一二六九）と法兄弟。石帆の出身地・両親・俗姓・出家年・受業師・生没年なども不明。

参考師の一人に如淨禪師がいること。その後、更に運庵の侍者をし、その『語錄』を虛堂などと編集していること。

運庵に嗣法後、蘇州の承天能仁寺に昇住していること等が、指摘されている（佐藤秀孝論文「如淨会下の人々」『宗学研究』二八号、昭六十二）。

石帆の行実として他に知られるのは、杭州淨慈寺の世代（『扶桑五山記』の表記では四十七世。『淨慈寺志』では四十九代）であったこと、以下に示す「上堂」語があることなどである。

『増集続伝灯録』卷四には、次の「上堂」語と「頌」が

所載する。ちなみに『淨慈寺志』卷八にも同一のものがある。

上堂舉、大顛和尚因韓文公問春秋多少、大顛提起數珠曰、會麼。公曰、不會。大顛曰、晝夜一百八。師頌曰、一串摩尼觀面當機賺却首座、疑殺昌黎弄盡許多窮伎倆、春秋元自不會知。

『五灯会元統略』卷五には、上記の「上堂」語の部分を略して「舉大顛擯首座因縁」とりあり、後半の「頌」をつなげてある。『繼燈錄』卷三は、『五灯会元統略』を踏襲。

『五灯嚴統』卷二十一には、次の「上堂」語と「頌」が所載する。

示衆、舉、僧問僞山、如何是百丈真。山下禪牀叉手立。曰如何是和尚真。山却坐。頌曰、老婦臨粧絳點脣。人前自逞好精神。顰眉冷笑深相似。不顧傍邊掩鼻人。

石帆の行実として他に知られるのは、杭州淨慈寺の世代（『扶桑五山記』の表記では四十七世。『淨慈寺志』では四十九代）であったこと、以下に示す「上堂」語があることとおりである。

舉陸互太夫問南泉、師姓甚麼。泉曰姓王。曰還有屬麼。泉曰四臣不昧。曰王居何位。泉曰玉殿苔生時如何。泉

曰不居正位。師頌曰、金鴨香銷更漏深、沈沈玉殿紫苔生、高空有月千門照、大道無人獨自行。

『続指月録』卷五は、前掲『続灯存稿』を踏襲しているが、冒頭の「陸互太夫」は「陸亘大夫」となっている。『続灯正統』卷二十一、及び『五灯全書』卷四十九にも多少字句を異にするが『続灯存稿』の文と大同小異である。

『寺志』卷三には、石帆の嗣法関係と彼がかつて天童寺に住持していたが、何の蹟もない（後人は）考證すべき旨記している。同書卷六には、前掲『続指月録』と同じ「上堂」語と「頌」が所載し、「頌」が大文字で強調されている。

『続志』卷上には、石帆の後住環溪惟一の伝記に「石帆の帰寂後、天童（寺）が虚席となり、環溪が勅旨を被りそれを継いだ」との主旨を記している。環溪の天童寺入院は、『語録』によると咸淳九年（一二七三）三月であるから石帆の示寂はそれ以前の比較的近い時期ということになろう。南宋の滅亡は、祥興二年（一二七九）であるが時代はすでに「元」に移っている。『続志』には石帆を「元」に置いている。いずれにしても石帆及び環溪の天童寺在住時期

は、その混乱期にあり、寺の經營や門下の指導において大変な苦労を強いられたであろう。

石帆の法嗣に西磯子曇（一二四九～一三〇六）がいる。西磯は来朝している。

○石帆史料

- (1) 『増集続伝灯録』卷四〔續藏一四二、四〇三c〕「四明天童石帆惟衍禪師」
- (2) 『五灯会元統略』卷五〔續藏一三八、四七六d〕「杭州淨慈石帆惟衍禪師」
- (3) 『繼燈錄』卷三〔續藏一四七、三八一d〕「杭州淨慈石帆惟衍禪師」
- (4) 『五燈嚴統』卷二〔續藏一三九、四七一b〕
- (5) 『續燈存稿』卷四〔續藏一四五、四八d〕「明州天童石帆惟衍禪師」
- (6) 『續指月録』卷五〔續藏一四三、四二八d～四二九a〕同上
- (7) 『續燈正統』卷二〔續藏一四五、三六八d〕「寧波府天童石帆惟衍禪師」
- (8) 『五燈全書』卷四九〔續藏一四一、五四a〕「明州天童石帆惟衍禪師」

- (9) 『寺志』卷三「先覺考」〔二三三〕、卷六「法要考」〔四四〇〕
(10) 『続志』卷上「先覺考」〔一九a〕
(11) 『淨慈寺志』卷八〔三八b〕、前掲(1)と同じ。末尾に「嗣運菴巖、第四十九代」とある。

環溪惟一 〔一一〇二一~一二八二〕

環溪は、無準師範 〔一一七八~一二四九〕の法嗣。法兄弟に西巖了惠・別山祖智の他に月坡普明・絶岸可湘などがいて、いずれも天童寺に住している。

環溪に関しては、伝記史料と『語録』などがあるので比較的詳しく行実を辿ることができる。

資州(四川省)墨地の出身、俗姓は賈氏。十歳の時、疫病で危うく命を失いかけ、その後間もなく近村の梵業寺の覚開に参じ童子(行童)となつた。十二歳、寺に来た高級官僚らしき張享泉と問答し力量を認められ、二十歳で張享泉の推挙もあり勅牒を受け成都甘露寺において受具し、二十二歳になり行脚に出発している。

当初の参考書に晦庵慈光・訥辨・土庵圭・三江恵・無二月(いずれも行実等詳しくは不明)などがいる。南岳(湖

南省)福巖寺、廬山(江西省)を経て浙江省に入り、杭州で寧波郊外育王寺の仏鑑禪師無準師範の評判を聞き、参訪して師事し間もなく嗣法、数か月後、侍香となり、無準が徑山へ移遷した際も随侍して知蔵となつてゐる。ついで當時金陵(江蘇省建康府、現南京)鐘阜(蔣山)の太平興國禪寺に住していた癡絶道冲(一一六九~一二五〇)に参訪して二年、また徑山に帰つて首座となつてゐる。

順祐六年(一二四六)、建寧府(浙江省)瑞巖寺が虚席となり、太守待制楊公の推挙で昇住し、無準に師承香を焚いている。続いて宋公茲が蓮峯庵(所在不明)に招き住せしめたが間もなく臨江軍(江西省)瑞篁山恵力寺に住した。また馬祖道一ゆかりの隆興府(江西省)泐潭山宝峰寺に移遷し、運判翁公甫が同じ隆興府黄龍山崇恩寺に住せしめ、およそ五年で疎山(江西省撫州府)に退いた。

臨川守右司黃公恪が住郡の北禪寺に招請したが赴かず、繼いで建昌軍(江西省)の郡守錢公応孫が資聖寺に住せしめ、また漕使洪公寿が瑞州(江西省)黄檗山報恩光孝寺に住せしめたがいずれも一年を経て感山に退いた。

その後、運使曹公孝慶により洪州(江西省南昌)の上藍

寺に延請されたが辞退した。咸淳元年（一二六五）五月十七日、袁州（江西省）仰山太平興国寺が虚席となつたので補住し、およそ五年経つた。咸淳五年（一二六九）三月二十一日、福州（福建省）雪峰山崇聖寺に移遷し、また五年ほどして、四明（浙江省）慶元府の天童寺へ石帆惟衍の示寂後、入院することになつた。

天童寺への入院は、前述のとおり咸淳九年（一二七三）三月である。ちなみに『環溪惟一禪師語録』には、以上の瑞巖寺・恵力寺・宝峰寺・崇恩寺・資聖寺・報恩光孝寺・太平興國寺・崇聖寺・天童寺の九ヶ寺の「上堂」語（九会録）が収載されている。

天童寺に入院するや以前より多数の修行者が雲集して叢林が盛んになつたという。ところが環溪が天童寺に居住して幾許もなく、回禄に罹つている。環溪は風雨にめげず苦労をものともせず東奔西走して寺の修復に尽力した。その上、修行に関しては安らかに行われて少しも懈怠なきよう配慮した、という。環溪の不撓不屈の精神は、当時の名公鉅卿、庚使黄公震、前永嘉郡守陳公蒙が皆推奨して上表文を書いたという。

天童寺世代考（六）（吉田）

回禄の規模、修復の状態など何も手掛かりがない。『語録』中、天童寺の項に「回禄後上堂」が所載する。

鼓報四更、地搖六振、火焰爲三世諸佛說法、三世諸佛立地聽、聽則不無。且道、說箇什麼。虛空有盡、大道無窮。窮則變、變則通。卓丈一下云、信手拈將莖草插、瓊樓玉殿凌蒼穹。

景炎元年（一二七六）秋、疾に罹り、祥興二年（一二七九）冬に至り老病の故をもつて住持職を退き「東堂」となり、寺の西辺のくぼ地にわずかな規模で庵を築き隠居所となり、郷里の「白蓮峰」を庵名とし、故郷を思う意を表したという。

至元十八年（一二八一）九月初め、門下に教誡し終焉の近きことを告げ、四日になり入浴し衣をかえ趺坐して遷化した。俗寿八十歳、僧臘六十。

環溪は、身体が大きく立派で、声も大きく伸びやかであり、顔つきはいかめしく重々しく、言葉はみだりに発せず、普段はゆとりを持って過ごし、門下のものは自然と黙坐しそれを耽耽と虎視すること嚴然であつた。人望厚く人々はこれを畏敬し、常に猊座に登つて修行者たちを掌握し教訓

を施すこと、瓶に雲興を瀉すようにスケールが大きく、かつて滯りつかえることはなかつた。文と質が兼ね備わり、聴く者は倦むことを忘れ、室中では修行者をとがめ責め立て肯定する路なく、いまだかつて軽はずみに許可することはなかつた。学道者で偈頌をもつて見解を提示する者があれば、必ずののしり叱りつけるはめに陥れた。それでいて親しくもなく疎いということもなく、偏することもなくおもねることもなかつた。平生、住持の所得や施利は手に入るとすべて門下に与えたという。『行状』の撰者は法嗣の覺此であり、長年、環溪の侍者を勤め『語録』の中心的な編者である。

環溪の法嗣には、覺此の他、雪鏡明・石梁忠・可堂悦・破衲修・南峰吉が知られる。

○環溪史料

- (1) 『環溪惟一禪師語録』上下二巻「続藏一二三、四九a～七九d」、巻上には「九会録」（瑞巖寺・惠力寺・宝峰寺・崇恩寺・資聖寺・報恩光孝寺・太平興國寺・崇聖寺・天童寺の九ヶ寺の「上堂」が所載、巻下には「小參、拈古、頌古、普說、法

語、仏祖讚、偈頌、題跋、小仏事、自讚、行狀、跋」が所載する。『語録』の編者は覺此が中心であつたろう。巻下の末尾、「行狀」の前に記されているようにその校正は法弟月坡普明が当たつている。「行狀」の撰者も覺此で示寂の翌年至元十九年（一二八二）に撰述している。「跋」は月坡が記している。

(2) 『増集続伝灯録』巻四「続藏一四二、四〇六d」「四明天童環溪一禪師」、「上堂拳、經云、大通智勝仏十劫坐道場仏法不現前不得成仏道。頌曰、劫初鑄就毘盧印、古篆雕虫尚宛然、堪笑堪悲人不識、却嫌字画不完全」

(3) 『五灯会元続略』巻五「続藏一三八、四七五c」「環溪一禪師」、「頌卽心卽佛話曰、卽慧卽佛砒霜狼毒、起死回生不消一服」

(4) 『繼灯錄』巻三「続藏一四七、三八〇d」「環溪一禪師」、同

(5) 『五燈嚴統』巻二「続藏一三九、四六九d」「環溪一禪師」、同右

(6) 『續灯存稿』巻三「続藏一四五、四二d」「福州雪峰環溪一禪師」、前掲の(2)『増集續伝灯録』の「上堂」語と(3)『五灯会元続略』の「卽心卽仏」話が掲載するが、その間に次の「題讚」がある。「題布袋和尚讚曰、逢人乞一文、袋裏敵國富、不是下生遲、嫌佛不肯做」

(7) 『続指月録』卷五〔続藏一四三、四二六b〕、前掲(6)『続灯存稿』の「題讚」と(3)『五灯会元続略』の「即心即仏」話が掲載する。

掲載する。

(8) 『続灯正統』卷二三〔続藏一四五、三七三c〕「福州雪峰環溪一禪師」、前掲(6)『続灯存稿』を踏襲、一部字句が異なる。

(9) 『五灯全書』卷四九〔続藏一四一、四八c〕「福州雪峰環溪一禪師」、前掲(6)『続灯存稿』を踏襲。

(10) 『寺志』卷三「先覺考」〔二三二〕環溪の嗣承関係を記している。無準師範の法嗣で西巖や月坡と同門であることを記している。卷六「法要考」〔四四七〕には、前掲(2)『増集続伝

灯録』の「上堂」語と(3)『五灯会元続略』の「即心即仏」話が掲載する。なお、環溪の「塔銘」記載がないのは不審である。逸亡したのであろうか。

更に東福円爾、無学祖元、兀庵普寧、退耕德寧、妙見道祐、性才法心などがいる。

月坡の出身地は鄞（浙江省）であるが、俗姓・出家年・受業師・参考師・生没年などは不明。

至元十八年九月、環溪示寂の後、天童寺の後席を継いでいる。『環溪惟一禪師語録』末尾に月坡の「至元癸未元正、住天童寺弟普明」と記す「跋後」がある。「至元癸未（二十年）」の年には、確実に天童寺に住していたことが知られる。

『増集続伝灯録』卷四に「上堂語」と「頌」がある。同種のものは後掲の『続灯存稿』卷四にも所載するが一部語句を異にする。

上堂、拳馬祖因僧問離四句絶百非話。頌曰、離四句兮
絶百非、透相推過幾曾知這僧擔一擔懵懂換得兩頭滌脣
帰。

『五灯会元続略』卷五にも次の「上堂語」と「頌」がある。これも後掲の『続灯存稿』卷四に所載するが前半部の語句を異にする。

月坡は、無準師範の法嗣、環溪惟一の法弟に当たる。同じ法兄弟には雪巖祖欽、西巖了惠、別山祖智、絶岸可湘、

舉、僧問大惠、心佛俱忘時如何。慧云、賣扇老婆手遮

日。師頌曰、賣扇老婆手遮日、一種風流出當家、說與途中未歸客、何須向外喫波楂。

『繼燈錄』卷三にも次の「頌」がある。

頌僧問子湖自古上賢還達真理曰、手裏絲綸卷復舒、扁舟掠撥洞庭湖、忽然惡浪翻空立、收拾歸來一伎無。

『五灯嚴統』卷二には、右の「頌」の元と想定されるものが所載する。語句が一部異なる。

舉、僧問子湖、自古上賢、還達真正理否湖云、達。僧云、真正理作麼生達。湖云霍光當時賣化銀城、與單于契書、是什麼人作。僧無語。師頌曰、手裏絲綸卷復舒扁舟掠撥洞庭湖、忽然惡浪翻空去、收拾歸來一伎無。

『続灯存稿』卷四には、四種の「上堂語」と「頌」があり、後半の二種は前掲の『増集続伝灯錄』と『五灯会元統略』のものと同じ内容である。

舉、僧問雲門、久雨不晴時如何。門曰、箇。師頌曰、雲門者一箇吹毛光透匣、若不是張華徒勞眼眨。舉良遂參麻谷因縁。頌曰、携鋤不顧便回去、誰人敢道你是座主。

舉離四句絕百非話。頌曰、離四句絕百非遞相推過幾曾

知者、僧擔一擔懵懂換得兩頭滌膚歸。

舉薰風自南來殿閣生微涼公案。頌曰、賣扇老婆手遮日、

一種風流出當家、說與途中未歸客、何須向外喫波楂。

『続指月錄』卷五には、初めに「得法後、陞住天童」とあり、茨庵全堯に前掲の『続灯存稿』の中、前半二種の「上堂語」と「頌」を所載する。

『続灯正統』卷二十二には、前掲『続灯存稿』の四種の「上堂語」と「頌」がある。ただし、最後の「頌」の末尾の一句が「何須向外喫波吒」となっている。『五灯全書』卷四十九は『続灯存稿』の「上堂語」と「頌」をそのまま踏襲している。『寺志』卷六には、四種の「上堂語」と「頌」が順序と語句の一部を異にして所載する。

『寺志』卷三には、月坡の略伝の記述であるが、その情報は次の項目である。諱普明、出身地鄞、無準師範の法嗣であること。雪巖祖欽(一一一二八七)の法嗣・天隱円至の「書明侍者挽詩後」に月坡が天童寺に董住して二年、四方より英傑が集まり、他の叢林に支障を來したほどであつたとし、その中に番(鄱)陽明、東磾与の他、海東雲、琦楚石などの名を挙げている。天隱も月坡の門下であつた訳

である。いざれもその行実は不明である。末尾には月坡に「牧牛頌」十首があり世に伝えられていることが記されてゐる。

『寺志』卷八には、月坡の「題十牛頌引」が所載し、その前にそれに和した大覚琇の「和天童普明禪師牧牛頌」が所載する。

また月坡と道友の一人、横川行（如）珙（一二二二一～一七八九）が月坡の「遺書」を受け取り、それを踏まえた「天童月坡和尚遺書至、上堂」語（『横川行珙禪師語錄』卷下「明州阿育王山広利禪寺語錄」所収がある。これから月坡は、至元二十一年（一二八四）以後から至元二十六年（一二八九）までの間頃、天童寺において遷化したことが知られる。なお『寺志』には月坡の「塔」に関する記事はない。遷化した当初には存したと思われるが、いつの頃か消滅したのであるう。

『続志』卷上には『環溪語錄』末尾の「跋」の年号を指摘し、環溪の後に天童寺に住したこと記している。

止泓道鑑

止泓は、偃溪広聞（一一八九～一二六三）の法嗣（臨濟

- (1) 『増集続伝灯錄』卷四〔続藏一四二、四〇六d〕
(2) 『五灯会元続略』卷五〔続藏一三八、四七五c〕
(3) 『繼灯錄』卷三〔続藏一四七、三八〇d〕
(4) 『五灯嚴統』卷二〔続藏一三九、四七〇b〕
(5) 『続灯存稿』卷四〔続藏一四五、四三b〕
(6) 『続指月錄』卷五〔続藏一四三、四二六b～c〕
(7) 『続灯正統』卷二〔続藏一四四、三七三c～d〕
(8) 『五灯全書』卷四九〔続藏一四一、四八d〕
(9) 『寺志』卷三「先覺考」〔三三一～三三二〕卷六「法要考」〔四四八〕、卷八「表貽考」〔五六九〕・〔五七九～五八〇〕
(10) 『続志』卷上「先覺考」〔一〇b〕、卷下「志余」〔六b〕
(11) 『横川行珙禪師語錄』卷下〔続藏一二三、一九〇a〕「明州阿育王山広利禪寺語錄」中に「天童月坡和尚遺書至、上堂。從上來、死衲子心、能有幾人、活衲子眼、能有幾人。昨夜玲瓏巖、呑却太白峯、月坡和尚遷化去也」とあり、月坡と横川とが道友であったことが知られる。

○月坡史料

天童寺世代考（六）（吉田）

宗楊岐派大慧派）。止泓の出身地・俗姓・出家年・受業師・参考師・生没年などは不明。『偃溪広聞禪師語錄』卷下所収「法語」の一「示鑑藏主」が止泓であれば、文中から出身は偃溪と同じ福州（福建省）侯官県の可能性がある。

『増集続伝灯錄』卷三に「初住信州真如」とあるように、天童寺の入院前、信州（四川省、江西省、遼寧省などにあるが不明）の真如寺に住していったことが知られる。浙江省に程近い江西省南康府建昌県の雲居山真如寺かもしぬないが、その確証はない。

『増集続伝灯錄』卷三には、続いて次の「上堂」語二つを掲載している。真如寺のものか、天童寺のものか、判断できない。『続灯存稿』卷四も同じ「上堂」語が掲載する。上堂、諸佛不能眞實說法度群生、菩薩有智慧見性不明、白雲無心意爲世間雨、大地不含情能長諸草木、古德與麼提唱於四諦法中、開鑿偃溪天不妨善巧、若擔衲僧分上、何止白雲萬里。

上堂、拈拄杖云、一有多種二無兩般、古桑天風、海水知天寒、拄杖子聞與麼道、不覺忻忻笑云、出身猶可易脱體、道應難、擲拄杖下座。

『五灯会元続略』卷三や『繼灯錄』卷一、及び『五燈嚴統』卷二十二などには、次の「頌」が掲載する。

頌太陽無相道場話曰、眞空無相絶名模、立底精兮畫底龐、道卽不難辭上紙、西天鬍子絕鬚鬚

『続灯存稿』卷三には、前掲『増集続伝灯錄』の「上堂」語一つの後に、次の「上堂」語がある。なおこの「上堂」語は、前掲『五灯会元続略』などの「頌」と関連するものであり、その「頌」の字句に一部相違が見られる。なお『続灯正統』卷十一には、『続灯存稿』を踏襲するが、「頌」の字句は両系統を混合したものになつてゐる。『五灯全書』卷五十四及び『寺志』卷六は、『続灯存稿』を踏襲する。

上堂、舉、太陽玄禪師問梁山、如何是無相道場。指大士幢子曰、者是吳處士畫底玄擬進語、山急索曰、者是有相底那箇是無相底。玄遂有省便作禮。山曰、何不道一句。玄曰、道卽不辭恐上紙筆。山笑曰、此語上碑去在。

頌曰、眞空無相絶名模、空底精兮畫底龐、道卽不辭難上紙、西天胡子沒鬚鬚。

止泓には、玉溪思珉（一一一三三七）・竺田汝霖（一二一

七四（一三三九）の二人の法嗣がいて、玉溪の伝記（『増集続伝灯録』卷四をはじめ『続灯正統』卷十三など）にその師弟間の問答が所載され、知られている（『寺志』卷下「雲蹤考」・『続志』卷下「雲蹤考」）。次にその問答を掲げる。

（前略）次謁止泓于天童。泓問、近自何來。師曰、徑山。泓曰、未離徑山、一句作麼生道。師曰、平如鏡面、險似懸崖。泓曰、昨夜山前、因甚虎敵大蟲。師擬進語、泓與一掌。師忽有省一日侍、次泓舉。外道問、世尊不問。有言、不問無言。世尊良久意旨如何。師又手進前。

泓曰、外道讚歎曰、世尊大慈、開我迷雲、令我得入、又作麼生。師曰、君子愛財取之有道。泓喜其類已令典藏。元大德庚子、出世郡吉祥、遷金文大梅保福。

これらの「法語」は、止泓の人となりや力量が現れていると思われるが、天童寺の様相は何もわからない。ただ後半部の文から玉溪が大徳四年（一三〇〇）以前、天童寺にいたことと、当時の住持は止泓であったことが、ほぼ知られる。ちなみに止泓は、竺田の伝記資料によれば、室中にて「趙州狗子無仞性話」を挙げ来学を勘査していたという。『寺志』卷三「先覺考」には止泓の嗣法関係を記し、卷

六「法要考」には前掲の「上堂」語、卷八「表貽考」には、『横川行珙禪師語錄』卷下「明州阿育王山広利禪寺語錄」中に横川の「天童止泓和尚至、上堂」語が所載し、止泓と横川とは道友にあつたことを指摘している。横川は、滅翁文礼の法嗣である。横川の育王山入院は、至元二十年（一二八三）三月であり、その一年後あたりの時期に止泓が育王寺を訪問していると察せられるので、止泓の天童寺の住持期間は至元二十一年以後、大徳四年以前であつたことになろう。

『続志』卷上「先覺考」には、月坡普明の後に位置付け、前掲『寺志』の記事を踏襲し、また止泓の法嗣玉溪の伝記を示して上述のとおり、その在住期間の推定資料に供している。

止泓の晩年、示寂の時期・場所などの史料は見当たらぬ。『寺志』卷七「塔像考」には、止泓の塔銘などの記事はない。

止泓の法嗣には、前掲の如く玉溪思珉と竺田汝霖の二人がいる。玉溪は、湖州府道場寺・吉祥寺、金文大梅（不明）保福院に住している。竺田は、龍興（江西省）上藍寺や蘇

州（江蘇省）万寿寺に住している。上藍寺は、枯禪自鏡や環溪惟一などが止住したことが知られる。

○止泓史料

(1) 『増集続伝灯録』卷三〔続蔵一四二、三九九b〕。法嗣玉溪の伝記は、卷四〔同右、四一五d～四一六a〕、竺田の伝記

は〔同右、四一六a～b〕

(2) 『五灯会元続略』卷五〔続蔵二三八、四五五b〕

(3) 『継灯録』卷三〔続蔵一四七、三七一b〕

(4) 『五灯巖統』卷二三〔続蔵二三九、四八三a〕

(5) 『続灯存稿』卷三〔続蔵一四五、三八c〕

(6) 『続指月録』卷四〔続蔵一四三、四二二c〕

(7) 『続灯正統』卷十二〔続蔵一四四、三二三a～b〕卷十三に

〔湖州府道場玉溪思珉禪師〕伝〔三三三a〕が所載し止泓との機縁を示している。

石門は、大川普濟（一一七九～一二五三）（臨濟宗楊岐派、大慧派）の法嗣。石門の出身地・俗姓・出家年・受業師・参学師・生没年なども不明。法兄弟に東叟愷（生没年不明）・野翁炳同（一一一三〇二）がいて大川の下で競い合っていた。

天童寺の止住時期は、『寺志』『続志』共に止泓の後に位置付けているが、その入院・退院の年月は正確には不明である。入院は、大徳四年（一三〇〇）以後ということになる。

卷八〔表貽考〕〔五六九〕

(9) 『寺志』卷三「先覺考」〔二三四〕、卷六「法要考」〔四四一〕、

(10) 『続志』卷上「先覺考」〔二十b〕道友の横川行珙は、「横川如珙」とも表記され、育王寺の五十三代である。

(11) 『横川行珙禪師語録』卷下〔続蔵一二三、一八八a〕（『禪宗集成』第十八所収）「明州阿育王山広利禪寺語録」中に「天童止泓和尚至、上堂。天童和尚垂訪、陞堂陳謝、因舉一則古話、非惟供養和尚、且要諸兄弟、知得從上尊宿相見、無絲毫相見底道理。韶國師云、心外無法、滿目青山」が掲載する。

石門 来

『続伝灯録』卷三十六の目録に大川の法嗣として名のみが掲げられ、伝記はない。

『増集続伝灯録』卷三や『続灯存稿』卷三・『続指月録』

卷四・『続灯正統』卷十二・『五灯全書』卷五十四等には、次の「頌」が所載する。おそらく学人の指導方針を表明したものであろう。石門の「意向」が残っているのはこれだけである。

嘗作剪刀頌曰、渾鋼打就冷光浮、両刃交鋒未肯休、直截當機爲人處、何曾動著一絲頭。

『寺志』卷七の「塔像考」には、石門の塔が天童寺の西、普同塔の右にあることを記している。従つて晩年まで天童寺に住し遷化したと推定される。「塔銘」なども元は存したのであろうが、明末清初のころには失われていたわけである。

□正誤表 () の数字はシリーズ番号
(三) 「禪研究所紀要18号」分

○石門史料

- (1) 『続伝灯録』卷三六〔正藏五一、七一〇c〕、名のみで伝記なし。
- (2) 『増集続伝灯録』卷三〔続藏一四二、三九八a-b〕
- (3) 『続灯存稿』卷三〔続藏一四五、三八d〕
- (4) 『続指月録』卷四〔続藏一四三、四二二c〕
- (5) 『続灯正統』卷十二〔続藏一四五、三三三c〕

	頁	段	行	
72	71	71	63	63
上	下	下	上	上
6	13	11	16	14
日窓円	継統錄	五灯嚴火	継統錄	誤
月窓円	継燈錄	五灯嚴統	継燈錄	正

- (6) 『五灯全書』卷五四〔続藏一四一、八七c〕
- (7) 『寺志』卷三「先覺考」〔三三四〕に嗣法関係、卷六「法要考」〔四四三〕に「頌」、卷七「塔像考」〔五〇〇〕に石門の塔の位置「寺西普同右」を示す。
- (8) 『続志』卷上「先覺考」〔二十b〕天童寺の住持として確たる証左のないことと、嗣法関係を記す。

天童寺世代考 (六) (吉田)

(四) 「禪研究所紀要 19号」分

194	188	頁 段 行	
上	上		
15	17		

北 (簡翁) 居敬 繼統錄 誤

(五) 「禪研究所紀要 21号」分

78	75	頁 段 行	
上	下		
12	18		

(12) 橫川如 (行) 洪 誤

(13)	橫川如 (行) 珉	正	
------	-----------	---	--